

一、 仕事ハ全部請負ニスルコト  
 一、 仕事ハ同時ニ傳票ヲ渡スコト  
 一、 請負工業ハ常備給ヲ基礎トシテ二十割以上トスルコト  
 一、 一般ノ常備者ニハ日給ニ對シ三割ノ加給ヲ付スルコト  
 一、 機械ノ工具ハ會社持ニスルコト  
 一、 全部ニ通シタル人ヲ課長、部長ニスルコト  
 一、 定備ニテ殘業ノ場合ハ午后十二時迄一人トシ翌朝午前七時半迄  
 ヲ一人二分トスルコト  
 一、 風呂場ヲ設置シ、雨傘ヲ貸與スルコト  
 一、 健康保險金ハ月末ニ立替ヘルコト  
 一、 仕事ノ中間切れノ際ハソノ時間ノ間ハ常備給トスルコト

ハ未然防止ノ形ヲ以テ解決ヲ見ルニ至リタリ。

款 願 事 項

- 一、 仕事ハ全部請負ニスルコト
- 一、 仕事ハ同時ニ傳票ヲ渡スコト
- 一、 請負工業ハ常備給ヲ基礎トシテ二十割以上トスルコト
- 一、 一般ノ常備者ニハ日給ニ對シ三割ノ加給ヲ付スルコト
- 一、 機械ノ工具ハ會社持ニスルコト
- 一、 全部ニ通シタル人ヲ課長、部長ニスルコト
- 一、 定備ニテ殘業ノ場合ハ午后十二時迄一人トシ翌朝午前七時半迄  
ヲ一人二分トスルコト
- 一、 風呂場ヲ設置シ、雨傘ヲ貸與スルコト
- 一、 健康保險金ハ月末ニ立替ヘルコト
- 一、 仕事ノ中間切れノ際ハソノ時間ノ間ハ常備給トスルコト

法財 協 調 會 名 古 屋 出 張 所

法財 協 調 會 名 古 屋 出 張 所